FC VIVAROSO西砂 規約

第一章 名称及び事務局

第1条 本クラブはFC VIVAROSO西砂と称し、事務局を監督宅におく。

第二章 目的

第2条 本クラブは、サッカーを通じて、立川市及び近隣市町に在住する青少年

及びその父母の親睦と、体位体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、

人間形成を培うことを目的とする。

第三章 事業

第3条 本クラブは、第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1. クラブ員の健全育成と相互の親睦を図る
- 2. サッカーの技術向上を図る
- 3. その他、本クラブの目的達成に必要なこと。

第四章 組織及び役員

第4条 本クラブの会員は、監督、コーチ及びクラブ員の父母をもって組織する。 又、本クラブの役員は、監督、コーチ及びクラブ員の父母の代表をもって 組織する。

* 監督1名* 学年委員 各1~2名* 会計2名* コーチ数名* 書記2名* 渉外1名* 会計監査1名* 顧問1名* ユニフォーム 1名

第5条 監督は、サッカーの技術及びクラブ運営の指導にあたる。

コーチは、監督を補佐する。

学年委員は、日常活動の円滑化を図り、クラブ日誌の管理にあたる。 又、最高学年の学年委員は他の学年委員の代表として全体をまとめる。

・ 会計は、経理全般に関する処理にあたる。

- 会計監査は、会計を監査し、総会において報告する。
- 書記は、役員会などの記録や広報を担当する。
- ・ 渉外・ユニフォームは、施設の確保、ユニフォームの管理をする。 顧問は、監督の要請により、協力する。

第6条 クラブ員が入退部する時は、監督、学年委員に届け出て、学年委員は 会計に連絡する。

第五章 会計年度及び会費

第7条 本クラブの会計年度は、4月~翌年3月までとし、会計報告は、総会で承認を得る。

第8条 会費は、1·2年生は月謝3000円、3年生以上は5000円とし 入会金は、入会時に1000円徴収し、一度納入した会費は、退部しても返金しない。

第六章 役員及び総会

第9条 役員は、監督・コーチ・学年委員・会計・書記・渉外・ユニフォーム をもって構成し、会の招集は監督があたり、下記事項を協議する。

- 1. 事業計画に関すること。
- 2. 予算に関すること。
- 3. その他クラブ運営に関すること。

第10条 役員の任期は、一年とし、再選は妨げない。 補欠役員は前任者の残任期間とする。

第11条 総会は、監督が招集し、役員はすべてを総会で選出する。 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。この場合委任状は 出席数に含める。

第七章 付則

第12条 本規約の改正は、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。

第13条 監督・コーチについては、外部(市外)委託することができる。

第14条 遠征中や、練習中に起こった事故、その他については、監督・コーチ 又は、父母への責任は一切問わない。

(車の運転、交通機関利用等についても同様) また、練習会場への行き帰りについては、保護者の責任において行う ものとする。

第15条 本規約は、平成22年4月1日より施行する。

追記

_		_
一部改正	1993年4月17日	
一部改正	2000年3月18日	
一部改正	2010年3月22日	
一部改正	2016年3月21日	
一部改正	2019年3月21日	
一部改正	令和5年3月21日	
一部改訂	令和5年4月22日	